

本審議会より委員等を選出する社会教育関係団体の会則等

- | | | |
|---|------------------------------|-----|
| 1 | 越谷市人権教育推進協議会会則 | P 1 |
| 2 | 埼玉葛郡市社会教育振興会会則 | P 3 |
| 3 | 埼玉葛郡市社会教育振興会ブロック割当役員等ローテーション | P 5 |

越谷市人権教育推進協議会会則

(目的及び設置)

第1条 越谷市における同和教育をはじめとする様々な人権教育及び啓発の推進を図り、明るい地域社会の形成に寄与することを目的として、越谷市人権教育推進協議会（以下「協議会」という）を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 人権尊重教育・啓発のための研究・協議
- (2) 教育機関・行政機関・企業並びに各種団体との連絡・調整
- (3) 研修会及び講習会の開催
- (4) 参考資料の紹介及び提供
- (5) その他必要な事業

(組織)

第3条 協議会委員は、次の各号から選出された代表者（以下「委員」という）をもって組織する。

- (1) 教育機関関係者
- (2) 行政機関関係者
- (3) 企業関係者
- (4) 各種団体関係者
- (5) 有識者

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名
- (4) 幹事 若干名

(役員を選出及び職務)

第5条 前条の役員は、協議会において選出する。

- 2 会長は、協議会を代表して会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 監事は、会計を監査する。
- 5 幹事は、会務を分掌する。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、役員が欠けた場合における補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(専門部会)

第7条 協議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(会議)

第8条 協議会の会議は、次に掲げる事項を審議決定する。

- (1) 第2条各号に規定してある事項
- (2) 事業計画並びに運営に関する事項
- (3) 予算並びに決算に関する事項
- (4) 会則の変更に関する事項
- (5) その他必要と認める事業

(会計)

第9条 協議会の経費は市補助金その他をもってあてる。

(会計年度)

第10条 協議会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、越谷市教育委員会教育総務部生涯学習課において所掌する。

附 則

本会則は、昭和49年9月6日から施行する。

附 則

本会則は、昭和59年5月15日から施行する。

附 則

本会則は、昭和62年9月29日から施行する。

附 則

本会則は、平成元年8月1日から施行する。

附 則

本会則は、平成12年6月30日から施行する。

附 則

本会則は、平成14年6月27日から施行する。

附 則

本会則は、平成15年6月26日から施行する。

附 則

本会則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

本会則は、平成23年4月1日から施行する。

埼玉葛郡社会教育振興会会則

- 第1条 本会は、埼玉葛郡社会教育振興会と称し、事務局を会長所在地に置く。
- 第2条 本会は、埼玉葛地区内各市町の社会教育委員（他の名称に変更された従来の社会教育委員も含む）および社会教育関係者をもって組織し、相互の連絡を図り社会教育の振興を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 社会教育の計画運営の研究調査
 2. 社会教育の情報、参考資料の紹介
 3. 各種社会教育関係団体との連絡
 4. 講習会、講演会、研修会の開催
 5. その他目的達成に必要な事業
- 第4条 本会に次の役員をおく。
- | | | |
|--------|-------|--------------------------|
| 1. 会長 | 1名 | 会を代表し会務を総理する。 |
| 2. 副会長 | 2名 | 会長を補佐し会長事故ありたる時は職務を代行する。 |
| 3. 理事 | 各市町2名 | 会の事業及び予算案について審議する。 |
| 4. 監事 | 2名 | 会の会計を監査する。 |
| 5. 幹事 | 3名 | 会長の命を受け庶務を担当する。 |
- 役員任期は2か年とし補欠就任者は前任者の残任期間とする。
- 第5条 本会に顧問を置くことができる。理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 第6条 本会の役員を選出の方法は次のとおりとする。
1. 会長、副会長は理事会において会員中より選出する。
 2. 理事は各市町ごとに2名（社会教育委員1、社会教育関係者1）を選出する。
 3. 監事は会員中より選出し理事会において決定する。
 4. 幹事は会長が委嘱する。
- 第7条 本会の会議は総会及び理事会とする。
総会は年1回開催し、予算、決算、事業計画、事業報告、その他の重要事項について審議し議決する。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
理事会は必要に応じて会長が召集する。
- 第8条 本会の経費は負担金、寄附金及びその他の収入をもつて充てる。
- 第9条 本会の予算執行にあたり、予算流用等については会長が専決処理できるものとする。
- 第10条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第11条 本会則執行上必要な細則は、理事会の承認を得て会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は昭和30年7月5日から施行する。

(任期の特例)

- 2 平成17年4月1日に就任した役員の任期は、第4条の規定にかかわらず平成20年3月31日までとする。
昭和62年4月 1日 一部改正
平成 7年5月17日 一部改正
平成 9年5月22日 一部改正 (第4・6条理事関係)
平成11年5月18日 一部改正 (第1条事務局関係)
平成17年5月27日 一部改正 (第1条事務局所在地)
平成18年5月23日 一部改正 (附則任期の特例関係)
平成27年5月14日 一部改正 (第2条組織関係・第4条理事関係・第7条会議関係)

埼葛郡社会教育振興会ブロック割当役員等ローテーション

平成22年2月25日
正副会長・理事・幹事会 決定
*白岡町→白岡市 H24.10.1～

北ブロック	南ブロック	ブロック割当役員等ローテーション
幸手市	八潮市	1 会長 (総務・事務局) 北→南→北→南→北→南→
久喜市	三郷市	
蓮田市	吉川市	2 副会長 (社委・研修) 南→北→南→北→南→北→
白岡市	松伏町	
杉戸町	越谷市	3 副会長 (行政・会計) 北→南→北→南→北→南→
春日部市		

◎ブロック割当ローテーション表 (2ブロック案)

役職 年度	会長	副会長	幹事 (担当)	監事	事務局
28・29	吉川市	春日部市 (社委) 越谷市 (行政)	春日部市 (研修) 越谷市 (会計) 吉川市 (総務)	春日部市 越谷市	吉川市
30・R1	白岡市	八潮市 (社委) 幸手市 (行政)	八潮市 (研修) 幸手市 (会計) 白岡市 (総務)	八潮市 幸手市	白岡市
2・3	松伏町	久喜市 (社委) 三郷市 (行政)	久喜市 (研修) 三郷市 (会計) 松伏町 (総務)	久喜市 三郷市	松伏町
4・5	杉戸町	吉川市 (社委) 蓮田市 (行政)	吉川市 (研修) 蓮田市 (会計) 杉戸町 (総務)	吉川市 蓮田市	杉戸町
6・7	越谷市	白岡市 (社委) 松伏町 (行政)	白岡市 (研修) 松伏町 (会計) 越谷市 (総務)	白岡市 松伏町	越谷市
8・9	春日部市	越谷市 (社委) 杉戸町 (行政)	越谷市 (研修) 杉戸町 (会計) 春日部市 (総務)	越谷市 杉戸町	春日部市
10・11	八潮市	幸手市 (社委) 春日部市 (行政)	幸手市 (研修) 春日部市 (会計) 八潮市 (総務)	幸手市 春日部市	八潮市
12・13	幸手市	三郷市 (社委) 久喜市 (行政)	三郷市 (研修) 久喜市 (会計) 幸手市 (総務)	三郷市 久喜市	幸手市
14・15	三郷市	蓮田市 (社委) 吉川市 (行政)	蓮田市 (研修) 吉川市 (会計) 三郷市 (総務)	蓮田市 吉川市	三郷市
16・17	久喜市	松伏町 (社委) 白岡市 (行政)	松伏町 (研修) 白岡市 (会計) 久喜市 (総務)	松伏町 白岡市	久喜市
18・19	吉川市	杉戸町 (社委) 越谷市 (行政)	杉戸町 (研修) 越谷市 (会計) 吉川市 (総務)	杉戸町 越谷市	吉川市